

学 園 祭 実 行 委 員 会 会 則

平成20年12月10日 制 定
平成26年12月 3日 最終改正

【第1章 総則】

第1条 (名称) 本会は京都教育大学学生自治会設置細則により、「京都教育大学学園祭実行委員会」と称する。

第2条 (目的) 本会は京都教育大学(以下本学)における「新入生歓迎フェスタ」、「藤陵祭」(以下、二大学園祭と称する)のそれぞれに以下の目的を持つ。

1、新入生歓迎フェスタ

①新入生を対象とし、新入生間の交流の活性化を促すとともに、本学に速やかに馴染める手助けを行う。

②受験生を対象とし、物資の貸し出しや荷物の預かり等入試の支援を行う。

2、藤陵祭

①学園祭実行委員会の1、2、3回生を運営主体とし、全学的な参加と支持を得られる学園祭を行う。

②藤陵祭を、本学と地域との交流の場とし、本学の活性化を促す。また、学生の日頃の活動の成果を発表する場ともする。

第3条 (本部室) 本会の本部室は京都市伏見区深草藤森町1本学構内に置く。

第4条 (活動) 本会は、第2条の目的を達する為、年間を通して次の活動を行う。

1、二大学園祭の企画および運営に関わる全ての学園祭活動の主管。

2、その他、必要と認められる活動。

第5条 (運営期間) 運営期間を以下のように定める。

1、本会の運営年度は当該年度の総会の翌日より、翌年度の総会の当日までとする。

2、各学園祭における運営期間は本会が大学当局に役員選任届(第11条)を提出してから、本会が大学当局に次期学園祭の役員選任届を提出するまでとする。

第6条 (解散) 本会の解散について以下のように定める。

1、本会は以下の場合、臨時総会(第16条)を開き解散をしなければならない。

①当該時期に運営されている学園祭の実行委員の3分の2以上の要求があった場合

②学生大会において解散の決議がされた場合

2、第1項①、②に定める解散の要求または決議後、委員長は30日以内に当該時期までの活動状況における臨時総会(第16条)を行わなければならない。

3、臨時総会における決議・承認後、本会は解散する。

但書 第1項②の場合、解散後は学生大会の決議内容に従う。

第7条 (学園祭実行委員) 学園祭実行委員について以下のように定める。

1、自治会員で、本会の目的に賛同し、本会に所属して活動を行う者を学園祭実行委員とする。(以下、実行委員と称す。)

2、実行委員は各学園祭において、単数または複数のセクションに所属し、そのセクションにおいて活動する。

但書 セクションとは学園祭の企画・運営に関わる仕事の一部分を担うものとする。

3、原則、各学園祭において実行委員は、登録(第8条)後から運営期間終了時まで活動できる。

第8条 (登録・退会) 実行委員の登録および退会については以下のように定める。

1、各学園祭において委員長の指定する用紙に自筆で記入、提出し、委員長が承認することで学園祭実行委員として登録される。

但書 登録が可能な期間は、原則3回生となる年度の藤陵祭最終日終了時までとする。

2、実行委員は本人の意思により退会を希望できる。その際、委員長にその理由を述べ、委員長が承認する。

3、活動の意思がないと判断される者に対し、委員長は年間会議（第17条）の承認を得ることで、その者の退会を決定することができる。

4、各学園祭の運営期間中に退会した者でも同期間中に本会に再登録することができる。その際は委員長が年間会議を招集し、その場での承認を得る必要がある。承認後、前項1と同様の方法にて再登録を行う。

5、各学園祭における運営期間の終了に伴い、実行委員は退会する。

但書 各役員（第9条）については、それぞれの任期（第11条）に従う。

【第2章 役員】

第9条 （役員）本会は互選により以下の役員をおく。

- | | |
|------------|-------------------|
| 1、委員長 | 1名（2・4との兼任不可） |
| 2、年間財政 | 1名（1・3との兼任不可） |
| 3、事務局長 | 1名（2・4・5・6との兼任不可） |
| 4、財政 | 1名（1・3・5・6との兼任不可） |
| 5、各部署の長 | 各1名（3・4との兼任不可） |
| 6、各セクションの長 | 各1名（3・4との兼任不可） |

但書 事務局長を長とし、各学園祭の管理及び運営に関する任務を行う局を事務局とする。学園祭の企画・運営に関わる仕事をそれぞれ分野ごとに分けたものを部署と呼び、各セクションはその仕事内容に準じて部署に配属される。

第10条 （役員の任務）役員の任務について以下のように定める。

- 1、委員長は、本会の管理および維持に関する任務を行う。
- 2、年間財政は、本会の年間予算の作成、経理の管理、決算を行う。
- 3、事務局長は各学園祭の管理および維持に関する任務を行う。
- 4、財政は、各学園祭の経理を担当する。
- 5、各部署の長は、担当する仕事の運営、指揮並びに経理を行う。
- 6、各セクションの長は、各部署の長の指揮の下、担当する仕事の運営、指揮を行う。
- 7、諸事情により役員が任務を遂行できない場合、委員長の判断で選出された実行委員が職務を代行する。
- 8、委員長が職務執行不能となった場合、年間会議において年間財政・財政を除く実行委員の中から代理となる者を互選により委員長代理をおく。

但書 委員長代理は委員長の職務を代行する。

第11条 （役員の任期・選任届）役員の任期および選任届に関しては以下のように定める。

- 1、委員長と年間財政の任期は実行委員会の運営年度とする。
- 2、委員長と年間財政を除く役員の任期は各学園祭の運営期間とする。
- 3、新入生歓迎フェスタの役員選任届は過年度総会終了の翌日に大学当局に提出する。
- 4、藤陵祭の役員選任届は新入生歓迎フェスタ総括終了の翌日に大学当局に提出する。
- 5、委員長代理は、委員長が職務執行可能となった場合、年間会議において委員長により解任される。

第12条 （役員の委託）委員長は各学園祭において、任務のすべてを事務局長に委託することができる。

第13条 （役員の罷免）役員の罷免について以下のように定める。

- 1、役員は次の場合罷免される。
 - ①実行委員の3分の2以上の要求があった場合。
 - ②自治会員の20分の1以上の要求があった場合。
 - ③学生大会において、不信任案が可決された場合。
- 2、罷免・不信任が成立した場合は、役員は速やかに辞任しなければならない。
- 3、役員の辞任後、本会は互選により新規の役員をおこななければならない。

【第3章 会議】

第14条（会議）本会は以下の会議を置く。

- 1、総会
- 2、臨時総会
- 3、年間会議
- 4、各学園祭会議
- 5、各学園祭総括

第15条（総会）本会の総会について以下のように定める。

- 1、総会を本会の最高議決機関とする。
- 2、総会においては、以下の議案を審議する。
 - ①当該年度の活動報告
 - ②当該年度決算報告・承認
 - ③翌年度予算の審議・承認

但書 必要があれば以上の項目以外の質疑応答・審議を行う。

- 3、総会は年に1回、12月に委員長によって召集される。
- 4、総会は当該時期に本会に所属している実行委員で構成される。
- 5、総会における実行委員総数は、実行委員名簿に記載された者の人数とする。

但書 実行委員名簿は、当該年度の藤陵祭総括終了後、年間会議において作成されるものとする。

- 6、総会への出席を希望する自治会員、教職員がいた場合、本会はこれを拒んではならない。
- 7、総会は実行委員総数の3分の2以上の出席者数で成立し、その過半数で議事を決する。
- 8、総会にやむを得ない理由により出席できない場合、委員長の指定する委任状を提出することにより、その議決権を議場に委任することができる。
- 9、委任状の提出者は、議場出席者数を超えない範囲で議場に出席したものとみなすことができる。
- 10、総会において、2項②・③に定める議案のいずれかが、あらゆる理由により承認されなかった場合、委員長は30日以内に再開催を行わなければならない。

第16条（臨時総会）本会の臨時総会について以下のように定める。

- 1、臨時総会は、以下の場合委員長より召集されるものとする。
 - ①当該時期に運営される学園祭の実行委員の3分の2以上の要求があった場合
 - ②第6条1項で定める解散の要求または決議があった場合

- 2、臨時総会は総会（第15条）と同等の議決機関とする。
- 3、臨時総会においては、必要とされる議案についての質疑応答・審議を行う。
- 4、臨時総会における実行委員総数は、当該会議における議案提出者及び議長団、運営委員を除く、当該時期に登録されている実行委員総数とする。
- 5、その他の運営の手順については、総会（第15条）と同様とする。

第17条（年間会議）年間会議を以下のように定める。

- 1、年間会議は委員長による発議、もしくは実行委員の3分の1以上の要請によって召集される。

- 2、年間会議は実行委員により構成される。
- 3、年間会議は本会の全体運営に関わる事項についての審議を行う。
- 4、年間会議は実行委員総数の3分の1以上の出席者で成立し、その過半数で議事を決する。
- 5、年間会議における実行委員総数は、当該会議における議案提出者及び議長団、運営委員を除く、当該時期に登録されている実行委員数とする。

第18条（各学園祭会議）各学園祭会議を以下のように定める。

- 1、各学園祭会議は事務局長による発議、もしくは実行委員の3分の1以上の要請によって召集される。
- 2、各学園祭会議は実行委員により構成される。
- 3、各学園祭会議は各学園祭に関わる事項についての審議を行う。
- 4、各学園祭会議は実行委員総数の3分の1以上の出席者で成立し、その過半数で議事を決する。
- 5、各学園祭会議における実行委員総数は、当該会議における議案提出者及び議長団、運営委員を除く、当該時期に登録されている実行委員数とする。

第19条（総括）総括を以下のように定める。

- 1、総括は各学園祭についての活動報告・反省・質疑応答等を行う。
- 2、総括は実行委員で構成される。
- 3、総括は各学園祭終了後に行い、各学園祭の事務局長が会議を召集する。
- 4、総括の議長は原則として各学園祭の事務局長が行う。
- 5、総括終了後、事務局長が必要と認めた場合及び各学園祭実行委員総数の3分の1以上の要請があった場合、事務局長は総括を再開しなければならない。
- 6、総括における実行委員総数は、当該時期に登録されている実行委員数とする。
- 7、総括は定足数を設けない。

【第4章 経理】

第20条（経費）二大学園祭の経費は、各学園祭の企画参加金・寄付金、学生自治会からの専門委員会交付金、その他をもってこれに当てる。

第21条（財政）財政を以下のように定める。

- 1、各学園祭の経費の出納保管は、その時期の財政が行う。
- 2、各部署における経理の職務を行う者は、財政の承認のもと、それを行うことができる。
- 3、各学園祭における各部署の長は、必要に応じて部署内から経理担当を選出することができ、当該部署内における経理に関する職務を一任することができる。

第22条（会計年度）本会の会計年度は当該年度藤陵祭総括の翌日より、翌年度の藤陵祭総括当日までとする。

第23条（予算）本会の予算は各学園祭の予算と年間諸経費の予算に分かれる。予算作成は年間財政が行う。

第24条（決算・会計監査）決算・会計監査について以下のように定める。

- 1、決算は、会計監査を経て総会で承認を得なければならない。
- 2、会計監査は各決算につき1名とし、立候補、または、本会の推薦に基づき予め選出する。但し当該年度の役員は除く。

【第5章 その他】

第25条（会則の改正）本会則の改正について以下のように定める。

- 1、本会則は、総会での審議・承認により、その改定を行うことができる。改定事項は、総会における

承認後、即日施行される。

2、但し第1項の規定に関わらず、語句の訂正など本会則の趣旨を変えない範囲での改正は、これを委員長がその職権により行うことができる。

附 則 この規約は、平成20年12月10日より発効する。

(中 略)

附 則 この規約は、平成26年12月3日より施行する。